

富山県中小企業家同友会規約

第1章 総 則

第1条【名 称】本会は、富山県中小企業家同友会と称し、事務局を富山市におきます。

なお、必要に応じ支部を設けます。

第2条【目 的】本会は、次の目的の実現をめざして活動します。

1. ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
2. 中小企業家の自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し新しい時代の経営者に求められる総合的な能力を身につけることをめざします。
3. 他の中小企業団体とも積極的に交流して、中小企業をとりまく社会・経済環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ日本経済の自主的・平和的な発展をめざします。

第3条【事 業】本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 会員の多種多様な要望を基礎に、知識、技術、経験の交流、経営研究などを行います。
2. 会員相互の親睦と信頼を深め、会員の実益に資する諸行事を活発にすすめ、また会員間取引の安定した運営を計ります。
3. 中小企業にふさわしい労使関係と相互信頼を確立するための研究活動をすすめます。
4. 国や地方自治体に対し、中小企業の要望にかなった行政が確立されるよう働きかけます。
5. 全国各地の同友会および、県内地域の中小企業団体と積極的に交流します。
6. 会員相互の交流、研鑽、情報の提供、会外への広報のため、機関紙（誌）等を発行します。
7. 以上の活動をすすめるために例会、委員会等を定期的に行います。
8. 会の目的を達成するために、各政党とわけへだてなく接触しますが、会としては会員個人の思想信条の自由を保障しつつ特定の政党と特別の関係を持ちません。
9. その他、目的達成のために必要な事業を行います。

第2章 会 員

第4条【会 員】

1. 資 格＝本会の趣旨に賛同する中小企業家およびこれに準ずる者を会員とします。
2. 入 会＝入会は、会員1名以上の推薦を得て申し込み、理事会の承認を得ます。
3. 退 会＝退会は理事会に退会届を提出し、その承認を得ます。

第5条【入会金・会費等】入会金は一企業ごとに、会費は1名ごとの月額で表し、金額については総会で決定します。なお会費は、3ヶ月ごとの前納を原則とします。また、必要に応じ支部会費を集めることが出来ます。

第3章 機 関

第6条【機 関】本会に次の機関を置き、活動の推進に当ります。

1. 総 会＝最高の決議機関で、活動の総括、活動方針の決定、決算の承認・予算の決定、規約の改廃、理事・会計監査の選出、その他、重要事項を決議します。
総会は年1回定時開催し、理事会が招集します。会員の1/3以上の要請、又は理事会が必要と認めるときは臨時総会を開催することとします。総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立します。
2. 理事会＝総会に次ぐ決議機関で、総会で決定した方針を具体化しまとめます。
代表理事が招集します。
3. 三役支部長会議＝理事会議案の検討整理および会員増強を推進します。正副代表理事、支部長、事務局長で構成し、代表理事が招集します。

第4章 役員

第7条【役員】本会に次の役員をおき、職務にあたります。

1. 理事=若干名とし、総会で選出いたします。
2. 代表理事=会務の全般を統括し、内外に会を代表します。
3. 副代表理事=代表理事を補佐し、代表理事事故ある時はその職務を代行します。代表理事、副代表理事の人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。
4. 専務理事=必要に応じ理事会において1名選出し、総会および理事会の決定に従い日常的に会の業務を統括します。
5. 会計監査=総会において2名選出します。
6. その他=理事会の推薦により、会長、顧問、相談役をおくことができます。

第8条【任期】役員の任期は1年間とし、再選をさまたげません。

第5章 事務局

第9条【事務局】本会の日常業務を執行するため、事務局をおきます。事務局員の任免は理事会がおこない、事務局長1名を任命します。事務局長は事務局を統括します。

第6章 会計

策10条【会計年度】本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第11条【財政】本会の財政は、入会金、会費、臨時会費、寄付金その他の収入でまかないます。
なお、納入された入会金、会費は返却しないこととします。

第7章 付則

第12条【規約の改廃】この規約の改廃は、総会でおこないます。

第13条【中同協への加入】本会は、中小企業家同友会全国協議会（中同協）に加入します。

第5条に定める会費の中に、中同協の分担金と同会の機関誌「中小企業家しんぶん」の購読料および郵送料が含まれるものとします。

第14条【規則の改廃】規約に基づく必要な規則は別に定め、改廃は理事会でおこないます。

第15条【実施】この規約は、1980年6月8日から実施します。

1980年6月 8日	制定施行	1981年6月 7日	改正施行
1982年5月23日	改正施行	1994年5月19日	改正施行
2018年4月24日	改正施行		